【手数料を納付書で支払う場合】

第一種貯蔵所設置許可申請について

１　第一種貯蔵所を設置する場合は都道府県の許可が必要です。

　　容積1,000ｍ3以上（貯蔵する高圧ガスの種類が不活性ガス又は空気のみの場合は3,000ｍ3）の高圧ガスを貯蔵するときは，県知事の許可を受けて設置する第一種貯蔵所においてしなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式第７） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。****（詳細は下記３を参照）** |
| 貯蔵所の明細書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。1. 貯蔵の目的
2. 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項
3. 移設等に係る貯蔵設備にあっては，当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
 |
| 事業所全体平面図 | 1 |  |
| 貯蔵設備等のフローシート又は配管図 | 1 |  |
| 高圧ガス貯蔵所配置図 | 1 |  |
| 機器等一覧表 | 1 |  |
| 貯蔵能力計算書 | 1 |  |
| 貯蔵設備等の強度計算書 | 1 | 特定設備若しくは指定設備又は大臣認定品を使用している場合は不要 |
| 耐震設計構造物に係る計算書 | 1 |  |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |  |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

　　１件につき**25，000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、設置の１４日前までに次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第７（一般則第２０条、液石則第２１条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種貯蔵所設置許可申請書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×許可番号 |  |
| 名称 | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 貯蔵所所在地 | 〒　 |
| 貯蔵する高圧ガスの種類 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。